

税金よもやま話

第103回

東京地方税理士会 藤沢支部
萩尾 知恵子

財産分与にかかる税金

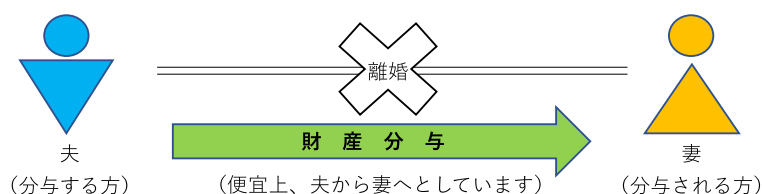
昨今、情報番組の芸能ニュースや海外メディアなどで、有名人の離婚問題を取り上げることが多くなっていますが、それらの報道の中で『財産分与』という言葉をよく耳にしたいと思います。

〔財産分与って？〕

民法768条では、離婚の際の一方の当事者から他方の当事者への財産分与請求権が規定されており、「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。」となっています。

つまり、夫婦のどちらか一方が相手方に対して、婚姻中に協力して蓄積した財産を分配するという趣旨で、一般的には慰謝料や養育費等を含んでもよいとしています。（慰謝料などは非課税となります。）

〔財産分与には税金がかかる？〕…（下図参照）



【課税】	〔分与する財産〕	【課税】
— 〈なし〉	現金や 預貯金	— 〈なし〉
○ 《あり》 (注1)(注2)	不動産 土地・家屋等	△ 《一部あり》 (注3)(注4)
○ 《あり》 (注1)	株式等・ 公社債など	— 〈なし〉
○ 《あり》 (注1)(注5)	その他の 財産 (例えば、ゴルフ会員権等、絵画、骨董品、貴金属など)	— 〈なし〉

(注1)
財産分与時の時価が取得時より上回っていると、所得税等が課税されます。

(注2)
マイホームの場合は、特例(3,000万円控除)適用できる場合があります。

(注3)
名義変更の登記時に、登録免許税(登記費用に含まれる)が課税されます。

(注4)
不動産取得税が課税される場合があり、毎年、固定資産税が課税されます。

(注5)
特に金地金等は、相場があるため注意が必要です。

〔分与する財産はいくらまで？〕

基本的には、夫婦が婚姻中に協力して蓄積した財産を分配するので、その額は決まっています。ただし、上図のいずれの場合も、**例外的に贈与税が課税される場合があります！**

- 1 諸事情を考慮してもなお分与財産が多すぎる場合 ～ **その多すぎる部分に課税**されます。
- 2 贈与税や相続税を免れるために行われたと認められる場合 ～ **分与財産の全てに課税**されます。
【何事も「過ぎたるは猶及ばざるが如し」です】